公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式２－４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
あいち雇用助成室用倉庫に係る建物の賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 佐藤　広道 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和2年10月1日	小出ビジネスオフィス有限会社 名古屋市中区錦2-11-25	6180002030716	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第２９条の３第４項に該当	1,716,000	1,716,000	100.00%	0				
あいち雇用助成室及び書庫スペース建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 佐藤　広道 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和2年10月1日	アジアライフ１合同会社 東京都港区虎ノ門3-22-10-201号	7010403021494	雇用調整助成金の申請の増加及び特例措置の拡大に伴い、現在の支給処理体制では十分な処理体制とは言えず、今後も処理人員の増員を図る中で、申請書類の一時保管スペースも枯渇し、事務スペースまで浸食しており、事務作業に多大な影響を及ぼしている状態である。そのため、早期に助成金処理スペースの確保を必要とし、支給処理にハローワークシステムを利用することを考慮すると現在の、あいち雇用助成室から近隣であり、かつ事務室と書庫スペースが同一の建物で確保できる当該物件との契約が必要不可欠であるため、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２号の４第３号に該当	58,745,280	43,554,456	74.14%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。